

甲 乙 丙

文書
番号

整理
番号

昭和43年8月10日起案 昭和43年8月17日決裁 昭和 年 月 日 送附

市長 助 役

種別 額別

文書主任 文書 照合

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

農政部長 農政部長 農政部長

港北ニ2-97ニ地域内の農業対策に212
業専用地区の設定並に農業専用地区を中心
とする農業振興対策を柱として指導及び助成
を実施した。下案による方針を決定し
る。以下同様です。
尚、本方針決定の上で別添「細部」の実施要

Handwriting practice lines consisting of multiple sets of solid top and bottom lines with a dashed midline.

領収書

案

港北=2-3%地域内の農業対策について

市内農業の現状として、農地は都市化に伴い、蚕食
状態を呈し、ついで農業環境は、次第に悪化し、農
家の経営意欲を阻害している。更に、農地の蚕食
的利用発は都市景観あるいは都市環境の悪化
の要因となる。

一方人口増加に伴い、農産物需要の増加を著し
港北=2-3%地域内の農業対策において都市
と農村との対立を調和へと転化せしめ、農地の乱用
発防止し、意欲ある農家の育成並びに経営の確立
を目的として、都市と調和した都市農業を作
るための次の施策を講ずる。

1. 農業専用地区を設定し、農地の集団化をはかる
これにより優良農地を保護し、関係農家の経営
の確立をはかるとともに都市環境整備を兼ね
て生産緑地を作る。

2. 農業専用地区における農業経営を高度化する
的割合を生産を行う都市農業として確立せしめる。

3. 企業の経営の實現のため協業化、共同化を

はかり、有枝の園地を以て蔬菜生産集團

花卉生産集團、植木生産集團等を作る

4. 各生産集團の合理的配置及び生産性の向

上を以て、土地基盤整備並に農業施設の

整備を行う。

5. 農産物の計画生産、計画出荷を以てかり流

通を円滑にし、都市と有枝的に結ぶ。ける。

6. 都市生活と結ぶに於て觀光の農業を以てする

7. 前各項の諸事業の實施について重点補助を

行つて、特に制度金融等の活用を以てする。

8. 農業振興に必要の指導及援助は優先的

に行ふ。

港北ニコ-タ-クニ地域内の農業対策ニ関

市内農業の現状として農地は都市化に

伴ない蚕食状態を呈しつつあり農業環境

は次第に悪化し農家の経営意欲を阻害し

ている。更にこの農地の蚕食的な開発は都

市景観あるいは都市環境の悪化の要因と

もなる。一方人口増加に伴う農産物需要

の増加も著しい。

港北ニコ-タ-クニ地域内の農業対策におい

て都市と農村との対立を調和へと転化せし

め農地の乱開発を防止し意欲ある農家の育

成及び経営の確立をはかることにより都市と

調和した都市農業を作るための次の施策を

講ずる。

1. 農業専用地区を設定し農地の集団化を

はかることにより優良農地を保護し関係

農家の経営確立をはかることも都市

環境整備を兼ねた生産緑地を作る

2. 農業専用地区における農業経営を高度た

集約的商品生産を行う都市農業として

確立せしめる。

3. 企業の経営実現のため協業化、共同化

をいかり有枝的関連をもつた蔬菜生産集

団、花卉生産集団、植木生産集団等を作る。

4. 各生産集団の合理的配置及び生産性の

向上をはかるため土地基盤整備及び農業

施設の整備を行う。

5. 農産物の計画生産、計画出荷をいかり

流通を円滑にし都市と有枝的に結びつける

6. 都市生活と結びついた観光的農業を作る

7. 前各項の諸事業の実施について重層的

補助を行なうとともに制度金融等の活用

をはかる。

8 農業振興に必要で指導及び援助は優先的に行う。

港北ニコタクニ地域内農業振興助成要綱(案)

1. 目的

港北ニコタクニ地域内農業専用地区の農地利用の改善及び農業経営の確立をはかることを目的とする。

2. 補助対象事業

補助対象及び融資並びに利子補給の対象事業は次に掲げるものとする。

(1) 農地の集団化をはかるための交換分合等の事業及び土地改良事業等の土地基盤整備事業

(2) 農業専用地区と市街地との調和をはかるための緑地帯造成等の環境整備事業

業

(3) 農業近代化のための技術導入等の事業

(4) 農業用施設設置事業

(3) 第2項の(4)号のうちの個人施設及び(5)号のうち公共的目的以外のものについては
内を補助する

(2) 第2項の(3)号及び(4)号並びに(6)号のうち公共的目的のものについては(100%)以内を補助する
共同の利用を目的とするもの及び(5)号の

(1) 第2項の(1)号及び(2)号については(100%)以内に利益補給を行わず。

第2項の事業について毎年度予算の範囲内において次により補助及び融資並びに利益補給を行わず。

4. 補助率等

前項の事業主体は農業協同組合、地改良区又は農家の組織する組合とする

3. 事業主体

- (5) 生活環境整備のための事業
- (6) 生産対象及び流通対策事業

融資及び利子補給とする

5. その他

補助金の交付等については別に要

領を定める。

港北ニユクニ地域内農業対策要綱(案)

1. 目的

港北ニユクニ地域内における農業至

営の確立と地域内の専心的に農業を

つくり出すとする農家の育成をはかること

もに都市環境における生産緑地とする

ため地域内農業対策を統合的に推進

する。

2. 農業専用地区の指定

市長は港北ニユクニ地域内において

永續的に農業を行なうことを適当と認め

る地域を農業専用地区として指定する。

(2) 前項の指定にあつては農家の意向及

び港北ニユクニ開発対策協議会等の

意見を聴取したうえで農業としての立地

条件及び市街地との関連を考慮して行な

う。

兴协議会

▽ 横滨市港北=コウケン地域農業振

兴协議会を設置する。

事業の具体的打運営を1か所1か所

(2) 農業振興協議会の設置

総合的指導体制を整備する。

農業団体及び関係指導機関等と協調

事業の円滑な推進を図るため、市長は

(1) 指導体制の確立

綱要を定める。

とし、各種事業の細部については別に要

農業専用地区に対する施策は次のとおり

3 農業振興対策事業

(4) 1項の地区は農業用地20ha以上とする。

定めた農業専用地区を中心として実施する。

施策(振興対策事業)の推進は、この指

(3) 港北=コウケン地域内に対する各種の

1. ニコウニ地域地区農業振興協

議会

(3) 農業振興計画の作成

1 市長は 農業専用地区に関する農業計
画樹立のため次の事業を実施する。

ア 農業構造実態調査及びその他の
基礎調査

イ 調査に基く振興計画及び経営設
計の作成

ii 計画樹立にあつては農家の総意を
とりよつて行なう。

(4) 援助

ア 補助金

市長は毎年度予算の範囲内において
別に定める事業について補助金を交
付する。

イ 融資及び利子補給

市長は毎年度予算の範囲内において、別に定める事業経費の融資及び利息補給を行う。

7. 税の軽減措置

市長は農業専用地区の^{農地}固定資産税等の軽減の措置を講ずる。

4. 都市計画法等との関連

指定した農業専用地区は都市計画法の市街化調整地域として指定を受け、農地法に基づく農地転用許可基準(昭和34年10月27日付農林事務次官通達)による米1種農地とする。

5. その他

- (1) 離農対策については別に定める。
- (2) 市長は農業専用地区の農業経営を継続するための措置を講じ都市環境整備の一環としての生産緑地として保持し得よう努める。